

# 中山町障がい者活躍推進計画

## 中山町

令和7年3月  
中山町長  
中山町議会議長  
中山町農業委員会  
中山町教育委員会

## 1 計画策定の趣旨

中山町障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、「障害者活躍推進計画作成指針（令和元年厚生労働省告示第198号）」に即して策定する計画です。

本町では、法定雇用率を達成し、障がいのある職員が職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、本計画を策定します。

## 2 計画策定機関

本町が障がいのある職員の活躍を推進するため、町長部局、議会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局の任命権者が、連名で計画を策定します。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。計画期間内においても必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の周知・公表

計画の策定・変更をした場合は、職員に対して周知するとともに、本町のホームページに掲載して公表します。

また、計画に掲げる取組の実施状況についても毎年度、周知・公表します。

## 5 障がい者雇用に関する課題・目標

町長部局	<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年6月1日現在、町長部局において障がいのある職員の数が2名で、法定雇用率未達成であったが、7月1日に障がい者枠で会計年度任用職員1名を任用したことにより達成している。</li> <li>・令和8年7月1日から法定雇用率が3.0%になる予定であることから、障がい者のさらなる採用を実施する必要がある。</li> </ul> <p>(参考) 令和6年6月現在 法定雇用率2.8%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある職員の活躍のために、必要に応じて人事管理や職場環境整備等を行うことが重要である。</li> </ul> <p><b>【目標】</b></p> <p>①採用に関する目標</p> <p>各年度において6月1日現在の法定雇用率を達成する</p> <p>(評価方法)</p> <p>毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う</p> <p>②定着に関する目標</p> <p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(評価方法)</p> <p>毎年の任免状況通報の時期において、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行う</p>
議会事務局	<p>各部局に在籍する職員は、町長部局により出向となっている職員で構成される機関であり、職員の採用は町長部局で行っている。今後も町長部局との連携を図りながら障がい者雇用・活躍を推進していく。</p>
農業委員会事務局	
教育委員会事務局	

## 6 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用促進法第78条に基づく「障害者雇用推進者」として、総務広報課長、教育課長を選任します。障害者雇用推進者は、障がい者の雇用の促進及びその雇用の継続

を図るために必要な業務、本計画の作成及び障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の円滑な実施を図るための業務等を行います。

- 計画推進体制として、町長部局、議会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局が連携を図り、障がいのある職員の意見を踏まえながら、本計画に基づく取組みを推進していきます。
- 障がいのある職員等が職業生活に関する相談をしやすい体制として、総務広報課を相談窓口とし、周知します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

## (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいのある職員や、今後採用する予定の障がい者の特性・能力及び本人の希望を考慮し、業務の選定・創出・割振り、職場配置等を行います。

## (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障がいのある職員が職場環境に求める配慮（トイレ等の施設整備、就労支援機器の導入等）を聞き取りなどの方法で把握し、過重な負担にならない範囲で継続的に必要な措置を講じていきます。
- 障がい者の募集・採用にあたり次のような不適切な取り扱いはありません。
  - ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定すること
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること
  - ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」などの条件を設定すること
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること
- 相談窓口への相談のほか、適宜聞き取りを行うなどし、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じていきます。

## (4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進していきます。